

## 役員に対する報酬等の支給基準

### 1. トキワ松学園役員報酬規程

#### (目的)

第1条 この規程は、学校法人トキワ松学園寄附行為第5条第1項に規定する理事（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）及び監事（以下「役員」という。）の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (役員)

第2条 役員のうち、理事長は常勤とし、理事長以外の理事及び監事は非常勤とする。

#### (役員報酬)

第3条 役員には、この規程の定めるところにより報酬を支給する。

- 2 役員報酬の額は、別表のとおりとする。
- 3 役員報酬の支給は、教職員の給与の支給の例による。

#### (報酬の減額)

第4条 前条にかかわらず、役員報酬を減額することができるものとする。

- 2 減額は理事会の議を経て、決定するものとする。

#### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

#### 別 表

理 事 長	年 額	12,000,000円
理事長以外の理事	年 額	600,000円
監 事	年 額	1,200,000円

### 2. 学校法人トキワ松学園常勤役員退職金支給規程

#### (目的)

第1条 この規程は、学校法人トキワ松学園（以下「学園」という。）の常勤役員退職金について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (退職金の支給)

第2条 常勤の役員（学園の教職員である役員を除く。）が退任又は辞任した場合には、退職金を支給する。

- 2 退職金の額は、役員報酬の年俸を12で除して得た額に、役員としての在任年数を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、退職金の算定及び支給に関し必要な事項は、教職員退職金支給規程の例による。

#### (規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。